

秋田県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.6E-3	1.6E-1	5.2E+0	5.4
64	エトフェンプロックス	1.0E+1	4.3E+0	9.8E+0	4.7E+0	28.9
117	テブコナゾール				6.6E-1	0.7
139	トラロメトリン			1.6E+0	4.3E-1	2.0
140	フェンプロパトリン			1.2E+0		1.2
153	テトラメトリン	9.2E+1	5.3E+0	9.5E+1	2.2E-2	192.5
181	ジクロロベンゼン	2.0E+2	1.2E+2			321.0
225	トリクロルホン		4.3E+0			4.3
251	フェニトロチオン		8.4E+1	1.4E+0		85.6
252	フェンチオン	2.2E+0	3.4E+1	2.2E+0		38.2
256	デカン酸				5.2E-1	0.5
350	ペルメトリン	2.0E+1	2.5E+1	1.3E+1	1.2E+1	70.3
405	ほう素化合物		6.7E-2	2.3E+1	4.3E-1	23.5
427	カルバリル			7.6E+1		76.0
428	フェノプカルブ			7.7E+0	3.1E+1	38.9
457	ジクロールボス	3.9E+1	3.8E+2			418.2
合 計		3.6E+2	6.6E+2	2.3E+2	5.5E+1	1307.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等